

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

1 教職員定数の標準の改正に係る修正

(1) 事務職員の複数配置に係る算定基準について、小学校については二十七学級以上から二十六学級以上に、中学校については二十一学級以上から二十学級以上に引き下げる。
(第九条第三号関係)

(2) 事務職員の数について、共同学校事務室を複数の学校に設置する市町村の数に応じて新たに事務職員の数を算定する改正を行わない。

(第九条第五号及び第十四条第二号関係)

2 その他所要の規定の整理を行う。